

	事業所から連合会への問い合わせについて	
	事業所からの問い合わせ	連合会の回答
返戻について	「EG12 受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の利用者負担上限月額情報が登録されていません」のエラー内容について教えてください。	・受給者証の「負担上限額」と「適用期間」について確認してください。受給者証と請求内容に 差異が無い 場合は、受給者情報について市町村等へお問い合わせください。
	「EG71 受給者台帳の特定障害者特別給付費対象者の支給決定が有効期間外のため、特定障害者特別給付費は算定できません」のエラー内容について教えてください。	・受給者証の「特定障害者特別給付費の支給内容」と請求明細書の「特定障害者特別給付費（補足給付）」について確認してください。受給者証と請求内容が正しい場合は、受給者の登録状況を市町村等へお問い合わせください。
	「EG17 上限額管理対象外の受給者です」のエラー内容について教えてください。	・受給者証の「利用者負担上限額管理対象者該当の有無」と「利用者負担額上限額管理事業所名（番号）」について確認してください。受給者証と請求内容が正しい場合は、受給者の登録状況を市町村等へお問い合わせください。 ・受給者証の利用者上限額が0円の場合、は上限額管理の必要がないので、「利用者負担上限管理対象該当の有無」が「有」でも「上限額管理事業所」は設定しないでください。
	「EG01 障害児支援受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の認定情報が登録されていません」のエラー内容について教えてください。	・受給者証の受給者番号を確認してください。 ・サービス提供年月が受給者証の有効期間内か確認してください。 受給者証と請求内容が正しい場合は、受給者の登録状況を市町村等へお問い合わせください。
	「EG02 受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の認定情報が登録されていません」のエラー内容について教えてください。	
	「EC01 該当の請求情報は既に受付済、または請求情報内で重複する情報が存在しています」のエラー内容について教えてください。	・同月に同一の請求情報を複数送信していないか確認してください。 ・請求明細書の請求情報内で重複する部分があるので確認のうえ、訂正をして再請求して下さい。 ・請求明細書が支払確定済となっております。支給決定済の明細書を再請求する場合、市町村等へ過誤申し立てを行ってから請求してください。
	「EC02 該当の請求情報は既に受付済、または請求情報内で重複する情報が存在しています」のエラー内容について教えてください。	
	「EJ08 管理結果と管理結果後利用者負担額の関係が不正です」のエラー内容について教えてください。	請求明細書の「管理結果」と「管理結果後利用者負担額」の関係が不正となっております。「管理結果」の番号「1」「2」「3」と「利用者負担上限月額」の関係を確認してください。
	「ED01 該当の請求情報は既に支払確定済です」のエラー内容について教えてください。	請求明細書が支払確定済となっております。支給決定済の明細書を再請求する場合、市町村等へ過誤申し立てを行ってから請求してください。
	「EH09 請求明細書の明細情報「サービスコード」に該当する受給者台帳の支給決定情報が存在していません」のエラー内容について教えてください。	受給者証の該当の「サービスコード」と「適用期間」を確認してください。受給者証と請求内容が正しい場合は、受給者の登録状況を市町村等へお問い合わせください。
	「EH10 請求明細書の契約情報「決定サービスコード」に該当する受給者台帳の支給決定情報が存在していません」のエラー内容について教えてください。	受給者証の該当の「サービスコード」「適用期間」と請求明細書の「契約情報」を確認してください。受給者証と請求内容が正しい場合は、受給者の登録状況を市町村等へお問い合わせください。
	「EH12 請求明細書の契約情報「決定サービスコード」に該当する受給者台帳の支給決定情報がサービス提供年月時点で有効ではありません」のエラー内容について教えてください。	
	「EN21 請求額集計欄の「利用者負担額②」が「1割相当額」、または受給者台帳の給付費等の額の特例情報「市町村が定める額」と一致していません」のエラー内容について教えてください。	・「利用者負担額②」の項目に「1割相当額」を入力してください。 ・受給者証の特記事項欄に「市町村が定める額」の記載がある場合は、「市町村が定める額」もしくは「1割相当額」のうち小さい額を「利用者負担額②」に記載してください。
	「PP19 実績記録票に該当するサービスが請求明細書に存在していません」のエラー内容について教えてください。	請求明細書が何らかのエラーにより返戻となった場合、サービス実績記録票も返戻となるため、正しく訂正した請求明細書とサービス実績記録票を再請求してください。

	事業所から連合会への問い合わせについて	
	事業所からの問い合わせ	連合会の回答
	「EE67 事業所台帳にサービス提供年月時点で有効な上限額管理事業所の指定情報が登録されていません」のエラー内容について教えてください。	受給者証の「利用者負担上限額管理事業所名（番号）」と「適用期間」を確認してください。受給者証と請求内容が正しい場合は、受給者の登録状況を市町村等へお問い合わせください。
	「EC08 該当の利用者負担上限額管理結果票は既に受付済です」のエラー内容について教えてください。	上限管理結果票が提出済の場合で、変更があった場合は作成区分コードを「新規」ではなく「修正」でデータを作成して提出して下さい。
	「S」から始まるエラーコードについて	市町村審査において返戻となったものです。内容については該当の市町村等へお問い合わせください。
請求データ入力について	請求情報の作成、登録方法について教えてください。	簡易入力システムを使用の場合、ヘルプデスク（0570-059-403）へお問い合わせ下さい。その他のソフトをお使いの場合は委託システム業者へ問い合わせ下さい。
請求誤りの対応	請求データに誤りがあったので訂正したい。	毎月10日までの請求期間であれば事業所で電子請求受付システムより取下げして、再送信してください。11日以降の場合は、市町村等に連絡のうえ、返戻または過誤での対応になりますので市町村等と調整して下さい。
	支払決定済の明細書に誤りがあったので訂正したい。	支払決定済の明細書については、該当の市町村等へ過誤申し立てを行ってから、請求してください。
決定額通知書の取得について	過去分の決定額通知書が見れなくなりました。	「決定額通知書」等の帳票は電子請求受付システムでは過去3ヶ月分のみ閲覧可です。それ以前の方は「支払決定額通知書等の再発行依頼書」を国保連合会のHPよりダウンロードし、FAXして下さい。紙帳票で郵送（着払い）いたします。（1週間程度かかります）
電子請求受付システムについて	ログインのパスワードがわからなくなったので教えてください。	パスワードの初期化の対応になります。国保連合会HPより「パスワード初期化依頼書」をダウンロードし、FAXして下さい。仮パスワードを発行し郵送いたします。（1週間程度かかります）
変更届について	代表者が変更になったが、届出が必要か。	振込先口座の名義が変更となる場合、国保連合会HPより「請求及び受領に関する口座変更届」をダウンロードし、通帳の写しと併せて提出して下さい。提出期限は変更となる前月の25日必着となります。口座情報以外の変更については、保健福祉事務所または市役所（中核市）へ確認してください。